



発行 新潟県
第39号
平成28年5月24日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 656 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
657 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
658 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
659 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
660 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
661 保安林の指定解除(治山課)
662 土地改良区役員の住所の変更届(農地計画課)
663 公共測量の実施通知(監理課)
664 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

病院局公告

特定調達契約の落札者等(病院局業務課)

選挙管理委員会規程

- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)
6 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

告示

◎新潟県告示第656号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

Table with 6 columns: 事業者の名称, 主たる事務所の所在地, 事業所の名称, 事業所の所在地, 指定したサービスの種類, 指定年月日. Rows include ABC Farmacy and Anju Co.

株式会社アンジュ	三条市桜木町23-2	訪問看護ステーションすまいる	三条市桜木町23-2	介護予防訪問看護	H28. 3. 1
社会福祉法人越後上越福祉会	上越市安塚区安塚2209番地3	ショートステイあいいふ妙高	妙高市大字除戸243番地	短期入所生活介護	H28. 4. 4
社会福祉法人上越あたご福祉会	上越市三和区井ノ口1718番地4	小規模多機能型居宅介護うつぎの里	上越市大潟区土底浜978番地1	小規模多機能型居宅介護	H28. 1. 6
社会福祉法人上越あたご福祉会	上越市三和区井ノ口1718番地4	小規模多機能型居宅介護うつぎの里	上越市大潟区土底浜978番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	H28. 1. 6
株式会社だんらん	上越市頸城区北方125-8	だんらん福祉用具貸与販売事業所	上越市頸城区北方東拼48番地1	介護予防福祉用具貸与	H27. 7. 1
有限会社ミット	新発田市諏訪町1-3-6	ついじ調剤薬局	新潟県胎内市築地1853	居宅療養管理指導	H28. 4. 21
有限会社ミット	新発田市諏訪町1-3-6	ついじ調剤薬局	新潟県胎内市築地1853	介護予防居宅療養管理指導	H28. 4. 21
株式会社コム・メディカル	三条市下須頃18-1	蔵王調剤薬局	長岡市寿2-5-14	居宅療養管理指導	H28. 4. 1
株式会社コム・メディカル	三条市下須頃18-1	蔵王調剤薬局	長岡市寿2-5-14	介護予防居宅療養管理指導	H28. 4. 1

◎新潟県告示第657号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社アルプスビジネスクリエーション魚沼店	魚沼市小出島1177番地	あるぷす魚沼店	株式会社アルプスビジネスクリエーション魚沼店	H27. 4. 1

◎新潟県告示第658号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日

社会福祉法人 新 発田市社会福祉 協議会	新発田市本町4 丁目16番83号	社会福祉法人 新 発田市社会福祉協 議会	新潟県新発田市 月岡温泉727-1	訪問介護	H28.4.30
社会福祉法人 新 発田市社会福祉 協議会	新発田市本町4 丁目16番83号	社会福祉法人 新 発田市社会福祉協 議会	新潟県新発田市 月岡温泉727-1	介護予防訪問 介護	H28.4.30
タカタチ薬局	三条市西四日町 1-6-10	タカタチ薬局	三条市西四日町 1-6-10	居宅療養管理 指導	H28.4.1
タカタチ薬局	三条市西四日町 1-6-10	タカタチ薬局	三条市西四日町 1-6-10	介護予防居宅 療養管理指導	H28.4.1

◎新潟県告示第659号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月27日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	サン・ワークしばた	新発田市全域
6月28日(火)		新発田市生涯学習センター	
6月29日(水)		新発田市菅谷コミュニティセンター	
6月30日(木)			
7月1日(金)		新発田市豊浦地区公民館	
7月4日(月)		新発田市生涯学習センター	
7月5日(火)			
7月6日(水)			
7月7日(木)			
7月8日(金)		新発田市旧紫雲寺支所(車庫)	
7月11日(月)			
7月12日(火)	新発田市加治川支所(車庫)		
7月13日から平成 29年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、12月30日、 平成29年1月2日 1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第660号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	佐々木 関原 亜子	新潟県上越市南本町3丁目2-18	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1516077
	大澤 利久	新潟県新潟市北区浦木203	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514004
	佐藤 雅人	新潟県柏崎市大字両田尻118-2	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514041
	本山 道雄	新潟県中魚沼郡津南町赤沢454-2	もみ、玄米、大麦、大豆	K1514072
	佐藤 春藤	新潟県村上市湯端131	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516016
	小林 時吉	新潟県柏崎市高柳町石黒6779	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516050
	和田 秀俊	新潟県小千谷市大寧三仏生3978	もみ、玄米、大豆	K1516054
	小林 幸子	新潟県柏崎市大字下田尻1416-1	もみ、玄米、大豆	K1517069
	皆川 秀大	新潟県新潟市秋葉区山谷町3-39-21	もみ、玄米、大豆	K1517080
	大滝 重秋	新潟県村上市松岡151	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1518004
	荒木 守	新潟県阿賀野市大室5073-32	もみ、玄米、大豆、そば	K1519011
	藤井 直美	新潟県新潟市江南区二本木4-6-60	もみ、玄米、大豆	K1521016
備考	略称『新潟県検査協会』平成28年5月24日 農産物検査員1名氏名変更及び11名の登録抹消。 検査員合計622名。			

◎新潟県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年5月24日

新潟県上越地域振興局長

- 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県上越市名立区名立小泊字船屋敷705の3・字ナメトコ734の1・774（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
電気通信設備用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に据え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員  
の住所が変更した旨の届出があった。

平成28年5月24日

新潟県柏崎地域振興局長

- 変更前  
監事 柏崎市大字野田6525番地 須田 英世
- 変更後  
監事 柏崎市岩上15番9号 須田 英世

◎新潟県告示第663号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次の  
とおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共3級基準点測量
- 2 作業期間 平成28年5月20日から平成28年7月20日まで
- 3 作業地域 新発田市東新町2丁目、東新町4丁目地内

#### ◎新潟県告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
加茂都市計画用途地域（加茂市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

### 病院局公告

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年5月24日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

- 1 調達件名及び名称  
病院業務の電算処理業務並びにコンピュータ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
平成28年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社BSNアイネット  
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額  
272,579,640円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

### 選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) サービス付き高齢者向け住宅 サクラレー福住 <u>介護付有料老人ホーム アシスト</u> 高町	(略) 長岡市福住2丁目1番7号 <u>長岡市高町2丁目59番地363</u>  長岡市下々条2丁目1373番地1	長岡市	(略) サービス付き高齢者向け住宅 サクラレー福住	(略) 長岡市福住2丁目1番7号
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第6号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年5月24日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(委員長の専決事項)	(委員長の専決事項)
<b>第2条</b> 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。
(1)～(12) (略)	(1)～(12) (略)
<u>(13) 基準法第4条の2第4項の規定により、期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(14) 基準法第4条の2第5項の規定により、期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(15)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)

第2条 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(委員長の専決事項)	(委員長の専決事項)
<b>第2条</b> 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
(12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。)第4条第15項、第4条の2第3項、 <u>第4条の3第4項</u> 及び第5条第16項の規定により、投票所、 <u>共通投票所</u> 、期日前投票所及び開票所の借料を承認すること。	(12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。)第4条第15項、第4条の2第3項及び第5条第16項の規定により、投票所、期日前投票所及び開票所の借料を承認すること。
(13) 基準法第4条の2第4項 <u>及び第4条の3第5項</u> の規定により、 <u>共通投票所</u> 及び期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。	(13) 基準法第4条の2第4項の規定により、期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。
(14) 基準法第4条の2第5項 <u>及び第4条の3第6項</u> の規定により、 <u>共通投票所</u> 及び期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。	(14) 基準法第4条の2第5項の規定により、期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。
(15)～(20) (略)	(15)～(20) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）の施行の日から施行する。